

第7章 国際行政における財政と人事行政

城山 英明

7-0 はじめにー管理論への視角

- cf. フッド(C.Hood):
 - 人的資源・組織、資金、法的権限、情報

7-1 財政

7-1-1 国際財政の概念

- (1) 各国間財政
- (2) 国際的活動に対する財政(援助)
- (3) 国際組織の財政

7-1 財政

7-1-2 国際組織の財政

- (1) 性格 (「多くの重要な人々がこれだけ少ない額のために執拗に議論することはない」)
- (2) 通常予算－構成国が義務的に支払う分担金によって構成
 - 算定方法
 - 等級を設定し構成国は自らが選択した等級に従って分担金を支払うcf. ITU、UPU
 - 諸要素を考慮して分担比率を決定するcf. 国連、IMO(船舶保有量比率を算入)
 - 先進国の抵抗－ACABQ、ジュネーブグループ

7-1 財政

7-1-2 国際組織の財政

(3) 通常予算外資金－目的を限定して各国あるいはNGOから拠出を受けるもの

□ 類型

- 国連におけるPKO活動等に関する特別会計－PKO特別分担率に従って経費が分担
- UNDP、国連人口基金(UNFPA)、UNICEF等の特定の組織に対して自発的拠出金を提供するもの－毎年一回誓約会議で毎年の拠出金額が決定
- 目的及び受け入れ国の限定された特定のプロジェクトに対して信託基金を設立し自発的拠出金を提供する場合－マルチバイ活動－このなかにも諸類型

□ 特に信託基金拡大の理由

- 先進諸国の通常予算拡大への抵抗
- 行政上の利点：利用可能な資金が拡大、緊急事態等に迅速な対応が可能(逆にいえば予測可能性が低い)、資金提供国は自らの目的のために国際組織の資源を利用できる

7-1 財政

7-1-3 予算外資金の例

(1) 予算外資金の分化の具体的態様

- ILO: UNDP資金、通常予算、マルチバイ
- UNICEF: G(general) cf. 「カード作戦」、S(supplementary)－国際制約あり
- UNHCR: GP(General Programmes)、SP(Special Programme) (2000年から変更)
- PKO: 個別活動毎に基本的には6カ月毎のマンデートで特別会計設立
 - 特別比率での割り当て(自発ではない)
 - 初期の軍事監視団は通常予算から、キプロスの場合関係者の自発的拠出も

(2) 予算外資金の推移

- 国連: 財政危機・行政改革時の86-87年に急増
- WHO: 予算外が13.8億ドル(2002-3)に拡大cf. 通常予算8.4億ドル(2年)
- UNHCR: 91年にSPがGPを越え、比率が2:1に、その後改善
- UNICEF: 99年以降S(補足的資金)が過半
- 人権: 0.07(全0.31)億ドル(1992-3)、0.63(全1.05)億ドル(2002-3)増加分予算外

7-1 財政

7-1-3 予算外資金の例

(3)対応:ボルカー・オガタ報告—基本的には維持

- cf. 行政経費部分は割当拠出、複数年交渉プレッジ、統合平和維持予算？

(4)民間からの資金調達

- UNICEF: 3.8(全11.4)億ドル(2000年歳入)
- WHO: 予算外資金の4割、全体の2.5割(2000-2001年)
- ITU: 歳入の約12%民間セクターメンバーから

7-1 財政

7-1-4 予算配分的意思決定—国連の場合

(1)組織

- 事務局: 行政管理局プログラム計画予算財政室 cf. その長が財務官
- 外部機関: 行財政諮問委員会(ACABQ)、総会第5委員会cf.コンセンサス方式
cf. 連盟では総会と理事会で予算を巡る権限争い、国連では予算権限は総会に
cf. PKOの場合、設置承認機関(安保理)と予算承認機関(総会)のズレの問題

(2)プロセス

- 1974年以来2年を1予算年度とする方式
- 非予算年度: 事務総長は予算提案概要(Budget Outline: 優先領域、セクター別額)提出
- 予算年度: 内部: 事務局内予算部局が中心となり査定; 外部: ACABQ、第5委員会
- グレーテス事務総長の下で再度、単年度予算化

7-1 財政

7-1-4 予算配分的意思決定－国連の場合

(3) 予算外資金の場合

- 国連の場合
 - ACABQ、第5委員会とは体系的には関与しない
- 各専門機関等のマルチバイの組織対応
 - 内部組織：専門の財源調達組織-UNICEF、UNHCR:ドナー別に組織化
：事業部局が直接資金調達-ILO、WHO
 - 外部機関：簡略化-例:UNHCRではSPの場合執行委員会とは関与しない

(4) 運用上の問題：裁量を確保するための過大見積もり

(国際連盟、PKO)

7-1 財政

7-1-5 小括

(1) 運用上の諸問題－「相補性」の管理

- 予算外資金：各ドナーの関心の相補性によりより広い対象をカバーできる、緊急性・変動性のある資金需要に対応できるというメリットと、場合によっては優先順位設定を歪め、配分の偏向をもたらすというデメリットとのバランス
- 会計間貸付という操作－短期的対策

(2) 制度設計

- 予算外資金の利点－会計責任の確保(目的通りの使用の確保)
- EC/EUとの比較：量、OWN・ソースの確保

7-2 人事

7-2-1 国際人事行政の概念－3つのレベル

- (1) 各国間人事行政: 各国の人事行政の調整、交流、援助
- (2) 国際組織の人事行政－委員会、混成部隊
- (3) 国際組織の人事行政－事務局

7-2 人事

7-2-2 国際組織の人事行政－事務局の運用制度的諸問題

- (1) 規模
- (2) 国際的性格と採用
 - 能力原則と地理的配分の原則 cf. 両者の関係
 - 上級職(D2-D1、P5-P1)と一般職
 - さらに上級職の上に事務総長、事務次長、事務次長補といった職員
 - そのうち一部が地理的配分の原則に従う
 - 地理的配分: 各国に対する配分枠(望ましい職員数)を算出する数式－メンバーシップ要素、人口要素、拠出 金要素が考慮される
 - 地理的配分枠と能力原則の両立: 地理的配分の枠内で採用試験
 - P1、P2ポストに関して採用試験(90年時点で120/300) cf. 現在P3も試験
 - 外部採用のための採用試験は各国の採用枠を設定し各国に採用ミッションを送って実施

7-2 人事

7-2-2 国際組織の人事行政―事務局の運用制度的諸問題

(3) 給与

□ ノーブルメール原則

- 問題: 比較の対象と上乘せのレベル

物価較差・為替変動への対処

(4) 共通システム cf. IMF・世銀の制度的分化

7-2 人事

7-2-3 委員会・混成部隊の運用

(1) PKO (構成部隊による直接的オペレーション)

- PKOの人材は各国から有償で派遣される(なかなか支払のない場合は多いが)
- 各国とスタンドバイ協定が結ばれている場合も多いが実際にはルワンダ等の事例が示すように協定があっても各国が理由をつけて断ればおしまい
- 最近: NATO等地域組織と分業

(2) 専門機関等の委員会・ワーキンググループ等

- 一時的に国際行政のために利用されるが、基本的には各国に所属している職員の役割も相対的に大きい

7-2 人事

7-2-4 国連の人事行政

(1) 人事行政の枠組み

- 総会の下で第5委員会が担当
- 第5委員会にとっての主要課題は予算であるため、人事行政に詳しい担当者が出席しているわけではない
- 第5委員会には別個の査定権限はない(査定は予算部局が金と人のセットで行う)

(2) 個別的人事行政の意思決定過程

- 管理局人事資源管理室
- 個別人事の実質的選考は各部局中心
- 従来: プログラム管理者(上司)と採用昇任委員会 (appointment and promotion bodies) の判断が重要

7-2 人事

7-2-4 国連の人事行政

(2) 個別的人事行政の意思決定過程

- 2000年「人事管理改革に関する事務総長報告」(A/55/253) @第5委員会 - 2001年: 国連総会決議55/258
- 2002年5月: 新たな職員選考制度 - 人事制度改革
- 中央審査委員会 (central review bodies) - 候補者個人の資質、能力等を個別に見るのではなく、事前に選考基準の審査を行い、プログラム管理者等が推薦する候補者が事前に定められた選考基準に沿って選考されたか否かのみを審査
- 流動性を促進するために、ポスト占有期間を原則5年とする制度

(3) アウトソーシングプロセス

- 民間機関の利用 cf. ICP (international contractual persons)、UNHCR: 業務パートナーの支出 - NGO: 3/12億ドル

7-3 国際組織の財政・人事行政の動向

7-3-1 国際組織の予算額の動向

表 9-3 主な国際組織の予算動向 (1)

[単位: 100 万ドル]

	1995	2000	2001	2002	2003	2004	2005	2006	2007	2008	2009	2010	2011
国連													
通常予算	1,088	1,113	1,113	1,289	1,289	1,613	1,613	1,879	1,879	2,157	2,157	2,320	2,320
PKO 予算	3,233	1,999	2,591	2,633	2,824	5,069	5,025	5,246	6,747	7,310	7,364	7,060	7,842
計	4,321	3,112	3,704	3,922	4,113	6,682	6,638	7,125	8,626	9,467	9,521	9,380	10,162
UNICEF													
コア・ファンド	537	658	658	618	626	790	793	1,043	1,090	1,067	1,055	965	1,071
予算外資金	468	1,021	1,214	1,454	1,688	1,974	2,733	1,713	1,894	2,294	2,189	2,718	2,633
計	1,005	1,679	1,872	2,072	2,314	2,764	3,526	2,756	2,984	3,361	3,244	3,683	3,704

7-3 国際組織の財政・人事行政の動向

7-3-1 国際組織の予算額の動向

表 9-3 主な国際組織の予算動向 (2)

[単位: 100 万ドル]

WHO													
通常予算	411	421	421	428	428	440	440	458	458	479	479	473	473
予算外資金	396	557	532	607	678	855	1,117	1,497	1,639	1,309	1,309	1,442	1,378
計	807	978	953	1,035	1,106	1,295	1,557	1,955	2,097	1,788	1,788	1,915	1,851
ITU													
通常予算	138	105	105	104	104	126	126	130	130	129	129	164	172
予算外資金	23	3	11	22	17	10	16	12	20	17	8	12	11
計	161	108	116	126	121	136	142	142	150	146	137	176	183

[出典] 通常予算および予算外資金については、A/51/505, A/57/265, A/61/263, A/67/215。PKO 予算については、2001 年までは田所・城山編 2004: 29。2001 年以降は A/C.5/55/48, A/C.5/57/22, A/C.5/58/35, A/C.5/60/27, A/C.5/61/18, A/C.5/62/23, A/C.5/63/23, A/C.5/64/19, A/C.5/65/19, A/C.5/66/14。UNICEF の 1995 年予算については、田所・城山編 2004: 221。

7-3 国際組織の財政・人事行政の動向

7-3-2 国連システムにおける最近のNPM的改革

- アナン事務総長:1997年7月『国連の刷新』(A/51/950)－結果指向型予算(Results-Based Budgeting: RBB)導入提案
- 1999年10月「結果志向予算」(A/54/456)－漸進的アプローチの採用確認
- 2001年1月国連総会決議(55/231)－成果に影響を及ぼす外部要因を同定しておくこと、インプットデータについても従前の詳細度を維持すること、人件費とそれ以外の費目間流用は総会の同意を条件とすること、柔軟性行使するに際しては総会の規範・決定を厳格に尊重することを条件

7-3 国際組織の財政・人事行政の動向

7-3-2 国連システムにおける最近のNPM的改革

- 2005年国連世界サミット「首脳会合成果文書」(A/RES/60/1)、「国連への投資」(A/60/692)(2006年3月)－財政、人事行政改革を含む事務局・マネジメント改革
- 2006年8月「人間への投資」報告書(A/61/255)
- 従来の3つの労働契約制度(100シリーズ、200シリーズ、300シリーズ)を1つの職員規則の下に統合し、業務の性質に応じて、臨時的任用、任期付任用(PKO等)、継続任用(恒久雇用は廃止)という3つの雇用形態に

7-4 国際組織の財政・人事行政の課題－相補性の管理

- 通常予算外資金：各ドナーの関心の相補性によりより広い対象をカバーできる、緊急性・変動性のある資金需要に対応できるというメリットと、場合によっては優先順位設定を歪め、配分の偏向をもたらすというデメリットとのバランス
- 会計間貸付という操作－短期的対策

補論 2-4 統治認識の補正－本人代理人論(再掲)

本人代理人論

- 理論モデル：複数本人の下での国際組織事務局への一定の裁量付与
- 実証・測定の試み：Robert L. Brown (2010), “Measuring Delegation”, Review of International Organization, 5
 - 1) 10 central components of delegation
 - 2) Comparing IAEA and IMF

第8章 国際行政と国内行政のインターフェース

8-1 国際ルールの設定と国内実施

(1) 国際ルールの公示形式

1) 諸形態

- 条約、規則、協定、勧告、決議、覚書、宣言等
 - cf. 条約以上の逸脱不可能な規範、慣行
 - 階層化：割り振りの問題
 - 多くの実務的基準は勧告で
- EUの場合：規則：直接適用、指令：各国で適用

2) 批准の有無

- 「行政協定」の扱いはケースバイケース
- 条約批准能力の限界（1960年から1978年までの平均をとると、年平均約7件の二 国間条約と年平均約10件の多国間条約を締結しており、年毎の変動もそれほど大きくはない）

第8章 国際行政と国内行政のインターフェース

8-1 国際ルールの設定と国内実施

3) 拘束性の有無

- 条約、規則、協定は拘束力があるが、勧告、決議、覚書には拘束力はない
- 拘束力のない方が、警戒心を解き結果として自主的履行を確保できる場合がある

4) 複数公示形式の組み合わせ

- 通時的に使い分け
- 同時的に使い分け
- ある公示形式が他の公示形式による国際ルールを参照して取り込む

8-1 国際ルールの設定と国内実施

(2) ルールに関するインターフェースの課題

- 国内実施法令等の選択
- 国内実施のスキープの設定
- 国内の重層的な政府間関係への考慮
- 相互作用の性格
- ・国際ルールの要請と国内ルールの体系の安定性との緊張関係
- ・国際ルールが現実適合性を確保するための学習過程

8-1 国際ルールの設定と国内実施

(3) オゾン層保護のためのウィーン条約

オゾン層保護のための政策の構造

- 条約・議定書(ウィーン条約・モントリオール議定書)
- 国内担保法(オゾン層保護法)
- 対応の4類型(追加的規制、国内公示形式)
- ①法の執行(条約・議定書によって課された義務の実施であり、かつオゾン層保護法の措置でもあるもの)
- ②事実上の運用(条約・議定書によって課された義務の実施ではあるが、オゾン層保護法の措置ではないもの)
- ③努力義務(条約・議定書によって課された義務の実施ではないが、努力義務としてオゾン層保護法の措置であるもの)
- ④法に基づかない自主的取組み(条約・議定書によって課された義務の実施でも、オゾン層保護法の措置でもないもの)

8-1 国際ルールの設定と国内実施

(3) オゾン層保護のためのウィーン条約

努力義務

- 国内担保法上努力義務を課した使用者の取組み
- 実施の有効性を確保するためには、被規制者たる製造業者だけではなく努力義務(一般的責務としての排出抑制・使用合理化)を課された使用者に対する行政指導、各種支援措置や事業者団体や企業による自主的な取組みの取組みが重要
- 事業者団－1989年:特定フロン使用合理化協議会、1990年:オゾン層保護対策協議会、産業構造・産業の性格の違いを反映して冷媒分野と洗浄分野に差異－冷媒分野では用途先業界(カーエアコン、電気冷蔵庫、業務用冷凍空調機器)ごとの事業者団体が代替冷媒物質の絞込みに主要な役割を果たしたが、洗浄分野では洗浄の性質に適合的な洗浄剤を選択する必要がある、代替物質・技術の選択は各企業・現場ごとに行われ、事業者団体や大手企業主導の転換プロセスから漏れる中小企業が多数存在した

8-1 国際ルールの設定と国内実施

(4) WTO政府調達協定

1) WTO政府調達協定の構造

- 1979年:政府調達協定－協定の目的原則、規則(内国民待遇、無差別待遇)に地方政府の注意喚起
- 新たな政府調達協定:協定発効日は1996年1月1日。
 - 内国民待遇及び無差別原則(第3条)
 - 技術仕様に関する規定－貿易に対する不必要な障害を防止することを目的(第6条)
 - 入札の際における供給者の資格審査に関する規定(第8条):
 「機関は、供給者の資格の審査の過程において、他の締約国の供給者の間又は国内供給者その他の締約国の供給者との間に差別を設けてはならない。資格の審査に係る手続は、次の規定に合致するものでなければならない。…(b)入札手続への参加のためのいかなる条件も、供給者が当該入札に係る契約を履行する能力を有していることを確保する上で不可欠なものに限定されなければならない」
 - 調達に関する個別的事項－調達公告に際して世界貿易機関の公用語での公示等

8-1 国際ルールの設定と国内実施

(4) WTO政府調達協定

2) 日本における国内実施プロセス—地方政府レベルの場合

(1) 対象と締結プロセス

- 政府調達協定付属書1付表2: 47都道府県及び12政令指定都市が対象
- 各地方政府における対象部局は画一的
- 適用対象基準額: 産品に関して20万SDR、サービス(建設・エンジニアリング・サービスを除く)に関して20万SDR、建設サービスに関して1500万SDR、建設・エンジニアリング・サービスに関して1500万SDR
- 特色: 地方政府の建設サービスが特別扱い、対象部局及び対象品目は画一的特徴的な適用除外はない
- 政府調達協定締結過程で公式的に中央政府と地方政府とが公式に協議したようなプロセスはない

8-1 国際ルールの設定と国内実施

(4) WTO政府調達協定

2) 日本における国内実施プロセス—地方政府レベルの場合

(2) 国内実施措置

- 既存の地方政府の政府調達にかかわるルール
 - 骨格となる事項: 中央政府レベルで地方自治法及び地方自治法施行令
 - 細目の事項: 各地方政府で財務規則等により規定
- 対応
 - 「地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令」(「特定政令」)
 - 「平成7年11月1日付け自治行第83号自治省行政局長通知」(「特例財務規則に関する通知」)
- 内容: 「特定地方公共団体の長は、地方自治法施行令第167条の5の2の規定にかかわらず、特定調達契約に係る一般競争入札に参加する者につき、当該入札に参加する者の事業所の所在地に関する必要な資格を定めることができない」(特例政令5条)と規定され、事業所所在地要件の設定が禁止された。しかし、特殊な土壌、地質的条件等の下で施行したことがあること、経営事項審査の一定の点数を要求すること等の資格要件を定めることについては、特例政令では特段制限しなかった

8-1 国際ルールの設定と国内実施

(4) WTO政府調達協定

2) 日本における国内実施プロセス-地方政府レベルの場合

(2) 国内実施措置

- 特色
 - 政府調達協定規定事項の一般的条項(第3条内国民待遇等)については国内ルールに転換されてない
- 中央集権的日本においても地方政府の調達は地方政府の財務規則等に委ねられている部分が多かった
- 地方政府が政府調達協定に従わなかった場合の実施体制に関して不備
 - 地方自治法第245条の4第1項: 適切と認める助言・勧告
 - 地方自治法第245条の5第1項: 是正又は改善のため必要な措置を講ずべきことを求める
 - 要件: 「法令の規定に違反していると認めるとき」又は「著しく適性を欠き、かつ、明らかに公益を侵害していると認められるとき」-通知ベースでは要件満たさない、政府調達協定は法令か?

8-1 国際ルールの設定と国内実施

(4) WTO政府調達協定

2) 日本における国内実施プロセス-地方政府レベルの場合

(3) 問題事例

- 政府調達協定第3条(内国民待遇・無差別待遇関係)が問題になる事例-県内品優遇
- 政府調達協定第6条(技術基準関係)が問題になる事例-特定ソフトウェア名明記
- 政府調達協定第8条(供給者の資格審査関係)が問題になる事例-経営事項審査点数

8-1 国際ルールの設定と国内実施

(4) WTO政府調達協定

3) 米国における国内実施プロセス- 地方政府レベルの場合

(1) 対象と締結プロセス

- 事前に自主的な合意を得られた37州についてのみが対象
- 様々な例外規定がおかれる
 - 各州において政治性のある物品については適用対象外—建設用の鉄鋼、自動車、及び石炭の調達
 - 停滞地域発展プログラム、少数民族・障害退役軍人・女性所有企業の発展プログラム
 - 国際の貿易の偽装された障壁にならない限り、環境改善のための制約は妨げられない
 - 大量輸送機関、高速道路プロジェクトのための連邦補助金が使われる場合
- 一般的例外規定が設定—小企業、少数民族企業のための優遇措置であるセット・アサイド
- WTO政府調達協定締結に先立ち中央の連邦政府と地方政府との明示的な調整が行われた
 - 各州調達部局からなるNASPO (National Association of State Procurement Officials) の役割

8-1 国際ルールの設定と国内実施

(4) WTO政府調達協定

3) 米国における国内実施プロセス- 地方政府レベルの場合

(2) 国内実施措置

- 1994年: ウルグアイラウンド協定履行法 (Uruguay Round Agreement Act) 制定
 - 連邦と州との調整メカニズムが規定されている (Sec.102(b))
 - 州政府のWTO協定違反に際してその州政府の措置を改めさせる為の争訟手続き (Sec.102(c))
 - 連邦政府 (挙証責任負う) による訴訟によらぬ限り州法がWTO協定非整合を理由に無効にならぬ
 - 連邦政府が訴訟を提起する場合, USTRは30日前までに下院委員会、上院委員会に報告
- 内発的契機によりニューヨーク、カリフォルニア、マサチューセッツ各州等で調達制度改革が進んだ

8-1 国際ルールの設定と国内実施

(4) WTO政府調達協定

3) 米国における国内実施プロセス- 地方政府レベルの場合

(3) 問題事例

- マサチューセッツ州ビルマ制裁法ー日本やEUの政府調達協定上問題であると問題提起
- 国内法的にマサチューセッツ州が敗訴ー連邦地方裁判所:連邦政府専権の外交権限へ侵犯を根拠;連邦控訴裁判所:外交権侵犯に加えて対外通商条項違反、先占違反;最高裁判所:黙示の先占違反
- 州の下の方自治体レベルにおいては、現在でも広範に外交的制裁としての調達差別措置

8-1 国際ルールの設定と国内実施

(4) WTO政府調達協定

4) 比較

- ① 明示的調整プロセスの有無
- ② 例外規定の設定の在り方ー国内政治への配慮?
- ③ 国内実施体制:特例政令+通知ー包括的なウルグアイラウンド協定実施法
- ④ 米国の調達制度はバラバラで調達制度間の比較可能性が低いー共通の点数制なし
- ⑤ 日本:受動的ー米国:内在的調達改革圧力
- ⑥ 日本:紛争事例は相手国(多くは韓国)、当該自治体、外務省、自治省の調整の中で解決
米国:調達無差別化を志向する国内ルールと主体(国内産業団体)存在ー裁判での解決

8-2 財政における国と国際組織のインターフェース

(1) インターフェースの制度的構造

- ① 国際機関への通常予算分担金・出資金は様々な省庁の予算に位置付けられている
- ② 通常予算以外に予算外資金－予算外資金は目的毎にばらばらに予算計上され把握困難
- ③ 多くの場合一般会計からの資金提供であるが、場合によっては特別会計からの資金提供
- ④ 一部についてはODA(政府開発援助)として算定されるが一部は算定されない
- ⑤ 公表文書では把握困難な資金提供－拠出国債(現金化される段階で国債費の中に計上)
- ⑥ 国際機関の定義そのものが困難 cf.行政協定設立－支援委員会

8-2 財政における国と国際組織のインターフェース

(2) 国から国際組織への資金の流れ

表 10-2 府省別の国際組織への支出

[単位: 百万円]

	1995	2000	2001	2002	2003	2004	2005	2006	2007	2008	2009	2010	2011
外務省	123,251	166,568	66,558	107,613	130,029	133,365	131,027	129,391	126,268	127,519	114,647	117,949	171,558
環境省	25	2,725	776	953	1,001	1,497	1,484	1,538	1,617	1,532	206	1,736	1,854
経済産業省	1,268	1,844	1,874	1,840	1,691	1,695	1,671	1,843	2,001	2,222	1,644	1,532	1,975
厚生労働省	6,290	16,865	16,329	16,114	17,462	17,274	17,714	17,014	18,657	17,023	16,025	14,550	10,766
国土交通省	1,545	1,982	2,027	2,199	2,464	2,422	2,535	2,643	2,801	1,503	1,267	1,233	854
財務省	46,540	52,385	55,893	48,402	34,153	30,221	27,783	26,125	24,608	24,110	25,975	24,120	21,379
総務省	1,117	1,089	1,431	1,485	1,251	1,286	1,626	1,568	1,430	1,473	1,391	1,340	1,334
内閣府	170	186	175	233	335	440	556	732	774	941	905	919	882
農林水産省	606	2,056	2,340	2,405	2,696	2,704	2,672	2,733	2,729	2,583	2,616	2,574	2,418
法務省	0	0	3	5	36	40	47	48	54	64	54	54	50
文部科学省	5,261	1,321	1,468	1,651	1,692	1,667	1,670	1,893	1,871	1,940	1,674	1,532	1,248
総計	186,073	247,021	148,874	182,900	192,810	192,611	188,785	185,528	182,810	180,910	166,404	167,539	214,318

8-2 財政における国と国際組織のインターフェース

(2) 国から国際組織への資金の流れ

表 10-3 分担金と拠出金

[単位：百万円]

	1995	2000	2001	2002	2003	2004	2005	2006	2007	2008	2009	2010	2011
分担金	76,438	116,964	122,432	70,961	91,965	103,296	106,032	107,655	107,902	108,494	97,023	97,390	144,770
拠出金	110,168	128,962	125,205	110,798	100,183	88,685	82,220	77,039	73,968	71,238	69,988	69,487	68,690
総計	186,606	245,926	247,637	181,759	192,148	191,981	188,252	184,694	181,870	179,732	167,011	166,877	213,460

表 10-4 IDA と GEF への出資

[単位：百万円]

	2003	2004	2005	2006	2007	2008	2009
IDA	165,229	82,615	92,528	185,057	120,898	120,898	120,898
GEF	0	12,189	12,189	12,189	8,422	8,422	8,422
総計	165,229	94,804	104,717	197,246	129,320	129,320	129,320

【出典】 表 10-1、表 10-2、表 10-3 は、『補助金総覧』各年度版。表 10-4 は、IDA については外務省ウェブサイト (<http://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/oda/shiryo/sonota.html>, 2013 年 2 月 25 日にアクセス), GEF については『補助金総覧』各年度版。

8-2 財政における国と国際組織のインターフェース

(2) 国から国際組織への資金の流れ

表 10-1 一般会計と特別会計

[単位：百万円]

	1995	2000	2001	2002	2003	2004	2005	2006	2007	2008	2009	2010	2011
一般会計	186,606	245,926	247,667	181,759	192,148	191,981	188,252	184,694	181,856	179,713	165,677	166,877	213,452
特別会計	520	1,101	1,232	1,142	662	630	533	834	954	1,197	727	662	866
総計	187,126	247,027	248,899	182,901	192,810	192,611	188,785	185,528	182,810	180,910	166,404	167,539	214,318

8-2 財政における国と国際組織のインターフェース

(3) 財政面でのインターフェースの課題

- 行政機関一分散化
国際機関への予算が様々な省庁の予算に位置付けられるcf. アメリカは比較的一元化
各省庁内部における担当部署も分化
行政面と政策・政治面で担当部署が分化
- 対国際機関資金提供の全体像を一覧性のある形で見える必要+調整メカニズム
- 国の政策目的と国際機関の目的連携する仕組みー予算外資金・拠出金の支出
例: 世界銀行信託基金、国連人間の安全保障基金
cf. 日本人職員「雇用対策」の恐れ
- 国際機関のアカウンタビリティ確保の問題
cf. 単なる国際的資金移転(湾岸支援)と比べアカウンタビリティ確保(ソマリア支援)

8-3 人事行政における国と国際組織のインターフェース

(1) インターフェースの制度的構造

- 基本的課題: 出向or国際的性格ー国際連盟創設時以来の議論
- 1997年「邦人国際公務員増強のための懇談会報告書」
- 様々な具体的制度的仕組み
外務省本省に国際機関人事センター
- 1974年以来、日本政府の経費負担により(形式的には国際組織への予算外資金への拠出となる)、国際組織職員志望者を一定期国際組織に派遣し、専門知識を深め、国際的活動の勤務経験を積むことで正規職員への道を開くための制度として、アソシエート・エキスパート(AE)・ジュニア・プロフェッショナル・オフィサー(JPO)の派遣
- 採用ミッション訪日
- 1970年「国際機関等に派遣される一般職の国家公務員の処遇等に関する法律」(派遣法)

8-3 人事行政における国と国際組織のインターフェース

(2) 国際組織における日本人職員の現状

表 10-5 各国際組織における日本人職員数 (2003-12 年)

[単位: 人]

年	幹部職	専門職	一般職	その他	JPO	合計	年	幹部職	専門職	一般職	その他	JPO	合計
UNESCO							UNESCO						
国連	5	69	15	1	2	92	1995	3	15	2	0	9	29
1995	5	76	12	8	2	103	2000	6	13	3	10	25	57
2000	6	74	12	6	3	101	01	6	14	2	8	28	58
01	6	80	12	6	2	106	02	6	24	2	6	23	61
02	4	77	15	3	0	99	03	4	41	2	0	14	61
03	4	88	13	3	3	111	04	4	42	0	2	12	60
04	5	94	12	4	5	120	05	4	51	2	0	14	71
05	5	97	12	3	3	120	06	4	50	2	0	8	64
06	4	107	13	5	1	130	07	5	52	1	0	5	63
07	5	109	17	8	2	141	08	5	56	1	0	6	68
08	8	118	20	9	2	157	09	4	55	1	0	7	67
09	12	123	22	10	4	171	10	2	57	2	0	4	65
10	13	126	23	10	4	176	11	3	57	2	1	3	66
11*	13	122	24	12	3	174	12	4	54	2	1	3	64
12**							WHO						
UNHCR							WHO						
1995	2	35	8	0	10	55	1995	5	33	2	2	4	46
2000	3	37	6	2	16	64	2000	5	38	12	0	3	58
01	3	44	7	2	9	65	01	4	38	4	0	2	48
02	3	46	8	2	7	66	02	5	39	2	0	5	51
03	3	48	7	2	11	71	03	4	40	0	0	7	51
04	3	49	8	2	10	72	04	5	43	3	0	2	53
05	3	48	8	2	11	72	05	4	42	4	0	2	52
06	2	51	7	1	13	74	06	4	43	4	0	2	53
07	2	59	8	0	7	76	07	5	38	7	0	1	46
08	1	59	7	1	7	75	08	4	38	7	0	1	50
09	1	58	8	1	4	72	09	4	35	8	0	1	48
10	2	55	9	1	6	73	10	2	37	8	0	1	48
11	2	56	10	1	7	76	11	3	41	10	0	2	56
12	3	55	9	1	5	73	12	2	39	7	0	3	51

8-3 人事行政における国と国際組織のインターフェース

(2) 国際組織における日本人職員の現状

表 10-5 各国際組織における日本人職員数(続き)

UNDP							ITU						
1995	3	15	2	0	9	29	1995	1	4	0	0	0	5
2000	6	13	3	10	25	57	2000	1	5	0	0	0	6
01	6	14	2	8	28	58	01	1	6	0	0	1	8
02	6	24	2	6	23	61	02	1	6	0	0	0	7
03	8	28	2	6	27	71	03	1	8	0	0	1	10
04	8	29	3	3	35	78	04	1	7	0	0	1	9
05	8	32	3	9	36	88	05	1	7	0	0	0	8
06	8	36	2	14	24	84	06	1	7	0	0	0	8
07	8	38	3	14	25	88	07	1	4	0	0	0	5
08	7	40	3	14	22	86	08	1	4	0	0	0	5
09	9	42	3	15	19	88	09	1	5	0	0	0	6
10	9	50	3	15	23	100	10	0	6	0	0	0	6
11	10	63	5	0	19	97	11	0	7	0	1	0	8
12	11	60	7	0	22	100	12	0	7	0	0	0	7
UNICEF													
1995	1	18	7	0	7	33							
2000	2	24	6	3	14	49							
01	3	26	6	4	16	55							
02	3	29	5	5	20	62							
03	3	36	5	2	29	75							
04	4	39	5	2	40	90							
05	6	39	4	0	41	90							
06	5	45	4	1	28	83							
07	4	41	5	0	22	72							
08	3	59	5	0	13	80							
09	4	61	7	0	21	93							
10	4	63	5	0	24	96							
11	4	65	2	0	17	88							
12	3	66	5	0	15	89							

[注] ※は 国連ミッションを含む数値。

[出典] 外務省資料。

参考文献

- 城山英明『国際援助行政』（東京大学出版会、2006年）
- 久保はるか「オゾン層保護条約の国内実施と過程－国内事業者の取組みに焦点を当てて」城山英明・山本隆司編著『融ける境超える法⑤ 環境と生命』（東京大学出版会、2005年）
- 城山英明「WTO政府調達協定の地方政府に対するインパクト－日米比較の視点から」、山口・遠藤・山崎編『グローバル化時代の地方ガバナンス』（岩波書店、2003年）
- 田所昌幸・城山英明編著『国際機関と日本－活動分析と評価』（日本経済評論社、2004年）